

第13回 生活基盤TF議事概要

日 時 : 平成21年3月4日(水) 10:00~11:00

会 場 : 永田町合同庁舎2階 207会議室

議 題 : 有識者からのヒアリング及び意見交換

貸金業制度の問題点、及び今後懸念される事項について

出席者 : 規制改革会議

中条主査、福井委員

参考人 堂下 浩 氏(東京情報大学 総合情報学部 准教授)

日本貸金業協会

常務執行役 渡邊 範善 氏

企画調査部長 水落 恒 氏

議 事 :

中条主査 それでは「生活基盤TF」のヒアリングを開始させていただきます。

今日は、貸金業協会さんから、お話を伺うことになっております。それでは、最初にまず、10分から20分ほど御説明をいただいて、それから、いろいろと御質問させていただくという形で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

渡邊氏 私、日本貸金業協会の渡邊でございます。本日、こういう発言の場を御提供いただきまして、どうもありがとうございます。

説明に当たりまして、簡単ですけれども、日本貸金業協会の立ち位置といえますか位置付けでございますが、一昨年、12月19日ですから、まだ1年ちょっとしか経っておりませんが、貸金業法の枠内で設立された協会でございます。昨年の12月以降、さまざまな活動をしています。機能が大きく2つございます。そもそも業界の自主規制機関としての設立でございますので、1つは自主規制会議という機関、もう一つが貸金戦略会議という機関がございます。自主規制会議の方は、業務で言いますと、業界の自主規制を制定して会員にそれを守っていただくコンプライアンス部、これをチェックする監査部、あるいはお客様からの相談機能等、こういったところを担当しております。

一方、貸金戦略会議と申しますのは、1つは、協会員への研修、一般消費者あるいは資金需要者への啓発、それからさまざまな調査、分析、公表でございます。私は、この貸金戦略会議の方の執行を担当しております。

そういった関係で、この1年強の間に行ったさまざまな調査のすべてを本日は持ってまいりました。お手元には調査結果をまとめ今日説明する「貸金業界の現状について」という資料と、併せて今申し上げました調査分析結果はすべて添付させていただいております。メインとしましては、貸金業界の現状について、この資料を使って説明をさせていただきます。

それでは、早速資料の方に入ります。ときどき現物のアンケート調査の方にも向けられればと思っております。

1 ページ、2 ページは目次等でございますが、3 ページ目が、まず、全体像としまして、貸金登録業者数の推移ということで記載させていただいております。

昭和 58 年に貸金業規制法ができて、登録が行われてから直近に至る年度末の推移でございます。ピークでは 4 万 7,000 社でございますが、直近 6,941 ということです。先般、1 月の公表がございまして 6,700 社にまで減少しております。特徴的な動きとして 1 つを付けて右側に説明を付けておりますが、平成 15 年制定され、16 年に施行されたいわゆるヤミ金融対策法という法律ができております。この法律改正では、記載のような印は当時からあった要件を強化したもの、印は新しい規制項目として制定された要件です。この当時、いわゆる登録だけして広告を行って、広告とは違う 10 日で 1 割という高金利であったり、ひどい取り立てを行うような、問題がございまして、こういう法律ができたわけです。

当時、いわゆる新規登録には身だしなみが良くない人たちがいっぱい来ていたのが、この法律の制定後はほとんどなくなったということで、これは聞いたところでありますが、そういう意味では、そういった不届きな業者を排除するには機能した規制だなと思っております。ここが大幅に登録業者数が減少したところであります。

続きまして、一方で当協会でございますが、4 ページでございます。昨年の 12 月の設立以来 4,000 社を超えていた協会員も徐々に減少している状態でございます。折れ線グラフに最初 47.7%と書いておりますが、先ほどの登録業者数に対する私ども日本貸金業協会の会員数の割合でございます。

右側には、退会されていった皆様がなぜ辞めていったかということに記載しておりますが、一番上にありますのが廃業ということで、もう商売をやめる、2 番目が業績不審、事業譲渡・業務内容見直し。2 つほど飛ぶと法改正の影響ということで、今後施行が予定されております法律の下では商売をもう辞めるという業者が多々出ております。お手元にお配りの資料の中で言いますと「貸金業法の 3 条施行・4 条施行の対応に係るアンケート結果」という資料がございまして、こちらの 7 ページをごらんいただきたいのですが、これは昨年の 5 月、できたばかりの協会の中で、会員さんにこの業法の内容を知っているかどうかも含めまして現状を調査した資料でございます。

上段の表は、今度の貸金業法では財産的基礎要件を見直すことになっておりまして、先ほど言った平成 16 年施行の法律で初めて法人で 500 万円というような財産要件ができたわけですが、今後の法改正によりまして、3 条でこれが 2,000 万円に引き上げ、4 条では 5,000 万円になるという状態です。したがって、協会の皆さんは、現状の純資産の額はどれぐらいですか、という質問をしたところ、回答は、アンケート結果のように、2,230 社中、5,000 万円を越えているのが 1,152 社ということで、51.6%ですので、約半数はこの財産的基礎要件を満たしていないということになります。

下段のところには、では、今後どうするのかという質問の回答が2段にわたっておりますが、結果的に4条の5,000万円まで何とかすると言っているのが最も上に載っております。現状2,000万円未満でしたら245社、現状2,000万円は超えているけれども5,000万円に満たないというところでは、何とか233社がそれまでに増資等の対応を考えているということで、470社を除くその他約600社は対応の予定がない、ということはどういうことかということ、ざっくり言いますと、現状の協会の半数が財産要求を満たしてなくて、また、満たしていない業者の内半数は、今後もその財産要求を満たす予定がないという回答の結果になっているところでありまして、こういったところから、やはりだんだん会員数も減っていくという現状になっております。

次に、貸金業全体を、A4の資料に戻りまして5ページ、これは何かというと、金融庁が公表しております貸金業の業態別の12分類でございます。定義につきましては協会では簡略化しておりますが、消費者向無担保、消費者向有担保、あるいは住宅ローン、消費者向住宅向貸付、以外にも、事業者向、手形割引、クレジット等々、12の非常に幅広い業態にまたがる業界でございます。

業態別には語れない中では、例えば、グループ関係会社への貸付において、親子貸付は貸金業の対象ではないんですが、子会社同士は貸金業だという登録になっております。そういった会社さんもすべて貸金業として登録をされている状態でございます。協会が規制の中で、いろいろやっていきますのも、ここまで幅広なので非常に難しいという現状もございます。全体像として理解いただけたと思います。

また、特徴としまして6ページでございますとおり、ここは規模別の業者数と残高の構成を資本金という切り口と残高という切り口の2つで説明しておりますが、左の表のように個人というのは、いわゆる法人化していない、個人事業主として貸金業を営んでいる業者、ここが全体の35%を超えている。法人であっても資本金2,000万円未満が最も業者数では多いということですが、残高は資本金5,000万円以上のところが95%を占めている。この残高規模の右側の表でも、非常に零細、小規模の業者数が多くて、大規模の業者数は少ないですが、残高はそこに寡占化されているというのが、この業界の大きな特徴であります。7ページは、参考として、今後の動きとして3条、4条ではどのような規制が入ってくるかということを表にしております。

8ページは、協会が毎月62社、スタートは63社だったんですが、残高500億円超の事業者金融、あるいは消費者向の貸金業者に御協力をいただきまして、毎月公表している月次統計データです。こちらで公表しております中身を抜粋しております。

表は、残高の対前年比較はどうかということで4月以降、当年の残高と、ちょうど1年前の残高をお聞きしまして取りまとめたものでございまして、左側の消費者向は総じて対前年で12~13%の減少、事業者金融に至ってはばらつきはありますが、10~20%減少のところでも推移しております。

また、下段に記載のように、19年4月から20年12月と1年半強ですけれども、この期

間で見ますと、消費者向が 17%、事業者向は 20%の残高の減少が続いている状態でございます。

9 ページは、残高ではなくて月間の貸付の額をお聞きした結果であります。こちらも消費者向が大体前年同月、15~20%、事業者向は 30~50%減少しております。この事業者向それから消費者向の内訳、ここは消費者向、事業者向とまとめておりますが、内訳を 10 ページに記載しております。これも月次データの中では毎月報告しておりますが、これは 12月のデータでございます。消費者向と先ほど言ったグラフはここに記載の無担保貸付、有担保貸付、住宅向貸付の合計です。

事業者向といいますのは、4項目、信用貸付の無担保貸付・保証付貸付、それから担保貸付の不動産担保貸付、証券担保貸付ほかと、この合計を先ほどのグラフにしておりますが、内訳で見ると、消費者向については住宅向が非常に残高を伸ばしています。いわゆる住宅ローンでございます。そのかわりに、有担保が極めて低い貸付になって -70%、3割程度しか対前年で貸していない。無担保の方も約 20%貸出しが落ちている状態です。

特に事業者向をごらんいただくと、いわゆる中小零細向に行っている信用貸付、特に保証人を付けた貸付に至っては、対前年 -91%で、ほとんど機能していない、いわゆる中小零細向の貸付はノンバンクからほとんど行われていないという状態になっております。

また、不動産の方も御案内のとおり状況でございます。不動産を担保にした貸付、こちらに対前年 90%減ということで、残高としては先ほどのとおりまだまだ 20%、30%の落ちですが、実際の貸出という行為に対しては、この部分はほとんど行われていないという状態になっております。

こういったところで、11 ページをごらんいただくと、こちらは協会員に行いました経営実態調査の中で、与信姿勢の変化というところを各社に聞いた結果でございます。上段が調査時点以前、直近 1 年間で与信姿勢を厳しくしているかどうか、下段が今後の見通しはどうかということで、記載のとおり過去も将来も厳しくした、あるいは今後も厳しくする。特に、5,000 億円超のところをごらんいただくと 9 割が過去も厳しくしているし将来も厳しくしているということでありますが、ここは大きく 2 つの見直しを業者は行っております。この調査時点より前に行っておりますのは金利の引き下げを想定した与信の見直しです。結局、上限金利が下がることによってそのリスクに応じた対象に貸出し先を絞り込むというところから、4 条の施行までに何とか債権の入れ替えをしたいという業者の意向がこういう形で与信基準を厳しくしています。

今後については、これは総量規制の影響が大きいものと推察しております。こういう 2 段階で行われております。

この結果、12 ページのように、これは消費者向無担保貸金業者のデータだけ取っておりますが、契約率は、1 年前の 40%台がこの調査の段階の平成 20 年の 3 月で 26%まで契約が低下しています。4 人に 1 人ぐらいの契約しかできないという状態になっております。

13 ページは、これを資金需要者調査の方から見てみました結果ですが、こちらは、イン

ターネット調査によりまして消費者の皆さんに希望どおりの借り入れができたかどうかという質問をしたところ、できたというのは約 60%、その他約 40%が希望どおり借り入れができなかったという回答をしております。注釈で付けておりますが、業者が 26%で借りる側が 40%というところで矛盾を感じられるかもしれませんが、こちらの回答は、事例を言いますと、1 社目断われ 2 社目断られ 3 社目まで断られ、4 社目で借りれば借りられたという回答になりますが、業者から聞けば、3 社が断ったというデータになっていて、そういう反映の結果だというふうに考えております。

14 ページは、経営実態調査の中で、どういう資金需要者に影響が出ていくか、あるいは法改正によって与信が厳しくなる対象はどのようなところかというところを、こちらは当協会が行ったデータを N T T データ研究所が更に追跡で分析した結果でありまして、枠で囲ってあるような経営者、派遣・非正規社員、こういったところが今後与信が更に厳格化される。当たり前かもしれませんが、そういったところの今後の資金需要というものが非常に厳しくなるという結論であります。

15 ページは、こういった与信が厳しくなった方が、ヤミ金を使うという問題がどうしても出てきますので、ここについて資金需要者に聞きましたところ、ヤミ金を使ったことがあるかといった回答に対して、現在もある、あるいは借りたこともある、という合計が 12 %にも及んでいる状態だということが判明しており、大変驚いております。

グラフ中段左側の、ヤミ金の利用目的を聞いた質問に対しては、生活費の補てんが最も多く、やはり事業資金の補てんというのが 15%になっております。

また、なぜヤミ金を使ったのかという質問が右側でございまして、もっとも多かったのがとにかく急にお金が必要になったからと、次が正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったからというような回答が続いております。

16 ページにつきましては、今のはこれまでということで、今後の総量規制の影響について、業者の方に各社が保有している顧客のうち、どのくらい総量規制の影響受けるかという質問をしたところ、見にくい表かもしれませんが、5,000 億円超のところをござんいただくところとあり、半数が、これは一番右の 50%というのはパラグラムで 60%超 100%というところを指しております。

どういう意味かということ、今、持っている債権の 60%以上が総量規制の影響として抑制対象になりますという意味です。38%のところは、債権の 25~40%、13%がわからないという回答でございまして、この 8 社だけをとらえても、顧客数が 1,100 万件ございます。そうすると、この結果から約半分、500 万はこの総量規制の影響を受けるんだらうと推測しております。

17 ページですが、これは消費者アンケートから持ってきましたが、消費者金融等利用されている方々に、それでは今の借入額は年収に対してどれぐらいかという質問をしました。その結果が、3 分の 1 を超える方が回答者のうちの 44%、したがって、今、全体の利用者の数はなかなか統計データではないんですが、全情連が出しております 1,000 万人をベー

スにしても、やはりここでも 400 から 500 万人という利用者に影響が出るのかと考えております。

堂下准教授 これは個人年収ですか。

渡邊氏 今、確認を取ります。

堂下准教授 N T T データ経営研究所が 2007 年 11 月 7 日に発表した独自調査では、世帯年収で集計していたと記憶します。

渡邊氏 後ほど調査表をもう一回確認します。単純に年収と言っている可能性がありますので。

堂下准教授 今後、個人年収か、世帯年収かという定義の問題は総量規制の論理的根拠を知る上で重要な争点となるため、年収の定義を個人か、世帯かで明確に分けるべきだと思います。

渡邊氏 わかりました。

ここまで影響の具合を説明しましたが、18 ページをごらんいただきたいんですけども、そういう状態にある利用者の皆様、及び一般の皆様に対して、それでは、今回の改正法の内容を御存じですかという質問をした結果が 18 ページです。

一般消費者トータルでは知っている、つまり内容もよく含めて知っている、あるいは詳しい内容はわからないがある程度は知っているという回答した方は合計で 20%。借入利用者で約 40% は知っているという回答になりました。

では、その知っている中身は何ですか、というところで、右側の表に記載のとおり、年収の 3 分の 1 になるということの認知率は、借入利用者の中でも 15%、それから、年収等の証明書類の問題は 12%、特に今後、借入れが単独ではできなくなります専業主婦の問題については 4.6%、一番知っていたのが、上限金利が下がることでして、知っているという回答したうちの 85%、全体では 33% の方は金利が下がるということは知っておりました。

したがって、金利が下がるという意味で法改正は知っているんですが、他の内容については 10% から 15% 程度ぐらいしかよく知らないということになっております。

特に、ここには記載しておりませんが、主婦だけにこの内容を聞くと 5% 程度でした。認知としては 5% 程度しかないということで、協会としましては、こういった内容の告知をしていく対応を今準備しているところで、このまま行きますと、4 条でほんと融資を止められる影響というのは相当大きいものですから、事前にこういう内容を告知していきながら、何とかソフトランディングの努力をしていただくという準備を今、進めているところであります。

また、資金需要者の中では、特に事業者の皆さんだけに焦点を絞った分析も追加しました。19 ページ以降に記載しておりますが、ここはいわゆる事業資金をどこで借りているかというところを調べたものです。銀行、信金等が中心であります。やはり貸金業というのも 12% から 13% 程度あります。

また、視点を変えまして、個人名で借入をした資金を事業資金として事業の方に回した

経験はあるかということ聞いたところ、現在もある、あるいは経験があるという方が大体4割、こういった状況がなかなか伝わっていない状態でありまして、今後、個人名で借りるということは、個人向けの貸付ですので、年収の3分の1等の規制がかかる場所でありまして、こういった事業性資金の調達先も非常に難しくなっていくことが予想されます。

また、自営業者及び経営者の皆さんに、最近の借入の状況聞いたのが20ページでありまして、こちらは約5割の方が希望どおりの借入ができなかったという回答になっておりまして、やはり消費者より事業者、経営者の方の借入の状況が厳しくなっているということがうかがえます。

また、21ページでは、事業者にヤミ金との接触状況を確認しましたところ、こちらは11%がヤミ金の利用経験があるという回答をいただいております。利用理由も緊急にお金が必要になった、あるいは正規の業者がどこも貸してくれなかったというのが上位を占めております。

また、利用している業者の割合を示したのが右側の棒グラフでして、規模が小さくなればなるほどヤミ金への接触が増える状態が見えております。

22ページは、経営実態調査から特に今貸金業者が非常に頭を抱えている利息返還の状態でありまして、それぞれ上段の棒グラフは、2006年3月期、2007年3月期の引当金の残高の合計、中段が元本毀損額、いわゆる元金を放棄した部分、下段がキャッシュアウトした返還金額の合計値を示しております。

ですから、全体で、引当金を含めると3兆円ぐらいのコストがこの2年間でかかっているという状態です。中段の円グラフのところが請求者のプロフィールということで、ここはちょっと驚きましたのが、通常、いわゆる多重債務対策として過払い、利息返還というものが使われていると思いましたが、そうではなくて、半数以上が普通の正常の返済を行っている先、あるいはもう既に残高のない、完済している方からの請求になっているということが、この調査時点で判明しております。

あとは、実際に請求してくる方がどういう方かという、請求元として円グラフにあり、6割が弁護士、その他が司法書士で、本人等は10%未満というところで請求が行われているということです。

23ページは、今回添付しております調査とは別に、利息返還について大手10社、これはクレジットカード会社、消費者金融会社の10社でございます。ここに個別にヒアリングをかけた取りまとめたものでして、クレジットカード会社につきましては、もともと利息制限法以下で行っているところもあるなどばらつきがありますが、消費者金融会社4社だけ一番右に出しております。

昨年の中間期の6か月を1か月平均で答えてもらったもので、例えば、月間開示処理件数は、大手4社は7万9,000件、約8万件の開示の処理件数があるということですので、大手消費者金融会社ですと、1社平均月間約2万件の取引経過、要は自分の取引が過去ど

うだったのか取引履歴を出してくれという請求がある。こういう状態です。この中には、返還に至るものも至らないものもあるわけですし、そこからまた月間の返還として幾ら返してくれというような請求が3万5,000件、ですから、1社当たり消費者金融会社ですと、月間9,000件ぐらいの返還請求が行われている。これに対して、各社は、これだけの処理数をこなすために専門の部署を設けて、記載のような社員を配置してこれに対応している。こういった直接コストで大体消費者金融では約1億円ぐらいが月間のコストとしてかかっているという状態です。

一生懸命対応しているところですが、経営にとっては相当大きなインパクトを与えているということでもあります。

以上説明ですが、業界は今、大変厳しい状況にあります。特に資金調達面での悪化は、資金需要者への資金供給を低下させるとともに、貸金業者の経営に及ぼす影響は甚大です。

更に4条施行に向け総量規制の対応も迫られているということで、ますます消費者にあるいは利用者にとってみると、借入れができない状態が進展するという状態に今あるのかと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

中条主査 ありがとうございます。大変資料をたくさん用意していただき、御説明いただきましてありがとうございました。

それでは、どうぞ御質問等々御自由に。

福井委員 過払い金返還請求の事実を信用情報機関に登録することについて、いろいろ議論があるようですが、そこについてはどう考えますか。

渡邊氏 過払い返還というものが過剰債務の対応策の1つであると考えれば、そういった処理をした事実を記録して、次の過剰貸付につながらないという対応を取ることも必要なことだと思っております。

福井委員 信用情報機関の方からもお伺いしたいんですが、多重債務に加えて、というか先ほどのお話ですと多重債務でない方も過払金を返還請求しているということですが、一種の債務者の属性情報として意味があるというお考えですね。

渡邊氏 はい。

福井委員 先ほども分析ございましたが、属性として、過払金返還請求をされる債務者だということは、具体的に以後の貸付等にどういう形で斟酌し得る有益なデータであるとお考えですか。役の立て方の側面という趣旨なんですけれども。

渡邊氏 業者側は、なぜそういう行為を行ったかということを考えると思うんです。普通の取引が行われていて、判例では任意ではないという部分も出ているようなんですけれども、もともとが任意の契約だったはずであって、承知の上の契約であったものを後で覆す状態というのは、やはり経済的にどこか困っている状態があると、こういう判断になるのかと思います。

福井委員 そうしますと、その情報を、まさに使われるのは業者さんなんでしょうけれ

ども、例えば、返済リスクの高い類型だと分類することは合理性があるということですね。あるいは返済リスクがあることを前提にして、貸付に当たって、審査に当たって斟酌すべき有力な情報であるということですね。

もしその情報が一切ないということになりますと、すなわち信用情報機関で登録できないということになりますと、具体的には、貸金業者の行動はどのようなふうになりそうですか。

というのは、私どもが想像するのは、そういうリスクの高低についての1つの有力な情報がなくなるとすると、そういうリスクの全くない方も含めて一定の返済リスクを見込まないといけなくなるのではないかとも思うんですが、その点いかがでしょうか。

渡邊氏 業者はそのように考えると思います。大手の今の与信モデルというのは、各社によりいろいろな考えを持っていますが、基本的には分類をしていると思います。属性ごとに顧客を分類し、この分類ごとに該当する方の貸倒れリスクはどれくらいかという分析をします。そういう方がどこにプロットされるかという、そのリスクが高い者であっても全く情報がなければ、ある意味高いところのグループに属する。

福井委員 おしなべて高いグループにせざるを得ないわけですね。

渡邊氏 その分類の貸倒率が高まるということになりますと、そのグループに該当される方の全体の与信が今後下がっていく、というモデルの作り込みが多分行われておりますので、結果的にそういう状況になっていくと思います。

福井委員 これについて制度化の動きはどのようなふうになっておりますか。

渡邊氏 聞いておりません。

福井委員 ただ、一説によると、金融庁が、そういう情報は外すべきだという見解を持っていると見る向きもあるやに聞いているんですけども。

渡邊氏 直接的には金融庁から聞いておりません。

福井委員 そういう動きがあれば貸金業協会としては反対だという御主張であると理解してよろしいですか。

渡邊氏 協会としては、まだ正式な結論をもっていません。

福井委員 わかりました。

中条主査 過払金請求をする人の件、これは指標としてはどのようなふうにとらえられるだろうか。今までは福井委員がおっしゃったような考えを私も持っていたんですが、指標として重要であることには変わりはないと思うんですが、ちょっと違う何か意味も持っているのかなど。

例えば、クレーマーになりやすい人だという指標でもあるのかなど。これは実際には請求をするのは弁護士さん司法書士さんが多いわけですね。そういう弁護士さん司法書士さんのマーケティングにうまく乗っている人なのかという読み方もできるわけで、これはもう少しフラグの使い方としては考えた方がいいのかもしれないですね。

堂下准教授 私の行ったアンケート調査だと、過払い金を返還請求する人は、自己の収

入による完済者に比べると自己統制力が低く、社交性が高い人が多く、実は、これはヤミ金に接触する人の心理特性と似ています。だから、過払い金を返還請求する人は広い社交性を通してヤミ金から借り入れてしまう可能性があります。そういう意味で、過払い金返還請求の実態を記録するフラグは利用者として非常にモラルハザードを起こしやすく、本来は金銭カウンセリングを必要とする可能性の高い利用者であるという情報を含んでいるのではないかと私は思います。

福井委員 キャラクターのシグナルでもあるんですね。

中条主査 なるほどね。

福井委員 一部の報道では、正当な権利行使をして不利益になるのはけしからぬという議論があるんですが、その理屈についてはどう思われますか。

渡邊氏 現状の法解釈では正当な行為だと私どもも考えております。

福井委員 仮に法的に許される行為であるとしても、言わばある行為なりある属性がリスクにどういう影響を及ぼすのかというのはまた独立の問題ですから、別にこれは懲罰的に登録しているわけではなくて、リスク管理のための一つの情報収集の一環なわけで、そこは次元が違う問題なんでしょうね。

渡邊氏 これは貸金業者からしますと、もともと法で認められていた行為が、司法の場で違法と指摘されたために正当だと言われている。ただし、信用取引上では、判断材料となるということだと思います。

福井委員 まさに不意打ちだったわけですね。最高裁がまさかああいう判決を下すだろうとは、恐らくどなたも想像しておられなかったでしょうね。

あと、総量規制と、利息制限法の上限が20%に下がったという、この2点の影響はかなり大きいという御分析ですね。そうしますと、もともとの政策意図は、多重債務者を救うためであるという大義名分だったわけですね。その多重債務者が救われつつあるのか、あるいは完全施行されれば救われることになるのかという点についてはどのように評価されますか。

渡邊氏 多重債務の状況を数値で見ると、情報センターのデータが重要です。ただし、情報を登録している業者が減少している要因も加味しないと正確な実態は掴めないと思います。

福井委員 借手の方が、属性が変わったという印象はお持ちですか。例えば、金利が下がったことによって、今までは貸付ができていた。一定の金利をいただければペイすると思われていた比較的风险の高いような方々が借りにくくなっているとも言われています。業者側から見れば、そういう方には貸しにくくなりつつあると思われるか、そこは余り変わりがないと思われるかということについては。

渡邊氏 明らかに絞り込みを行っている、リスクに応じたOKラインをどこに持っていくかということところは各社がやっている。過去は契約した対象であっても現状はしていないという状態です。

福井委員 例えば、従来のこの最高裁判決や法改正の動きの前の顧客属性ないしは審査基準と、最近の動きが出てからの審査基準なりあるいは顧客として契約成立に至る方の属性が、例えば、年収とか、職業の点でとか、あるいは年齢の点でこういうふうに変化したというデータはまだお持ちではないんですか。

渡邊氏 具体的にどこまでどういう対応をしていたが今後はやめるというような調査はありません。ただ、どういうところに影響があるかというのは、先ほど説明したような年収であるとか職種であるとかです。

福井委員 いずれにせよかなり絞り込みが始まっているので、結果的には契約成立に至っていない方で、今までであれば貸付ができて、こげつきもなかったであろう方も断わられるグループに大分含まれているであろうということですね。

渡邊氏 はい。

中条主査 渡邊さんにこんなこと質問しても余り意味がないかもしれないんですけども、これを今多重債務に陥っている人を救おうというのが法改正の目的なのか、それともそういう人が余り起きないように、発生しないようにしようとするのが法改正の目的なのかどちらなんですか。総量規制ということでいくと、要するに、当然のことながら借りにくくなるわけですから、借りた後多重債務に陥ったりしないようにそもそも借りるなという視点なんですか。

渡邊氏 私の意見というより、法改正の前に行っていた懇談会を傍聴させていただいた記憶によれば、発生させないということだと思います。

中条主査 させないということですね。ところが一方で、金利は下げろと言っているわけですね。下げろというか要するに高くしてはいけないと、そうすると、貸す方は貸しにくくなるわけですがけれども、借りる方は金利が下がったら借りやすくなるわけですね。何となく矛盾する法律だなと、ただ、そこまで考えているんですか。金利を下げれば貸す方は当然貸しにくくなりますから、結果的には借りられなくなるわけです。表面的には金利が下がったから何か借りやすくなったように見えるんだけど、実際には借りにくくなる。だから、それをもって全体的に総量規制も加えて借りさせないようにすると、そこまで考えているんですか。

福井委員 そうなんじゃないですか。とにかく借りさせないというのが至上命題ということになるんじゃないですか。

中条主査 そうすると、市場の動きは考えた上でやっているということですか。

堂下准教授 金融庁の懇談会の議事録を見ると、「消費者金融市場はけしからぬ、このマーケットをつぶせ、そして、金利を利息制限法まで下げろ」という情緒的な議論を感じます。こうした感情的な議論の結果、事業者金融の資金需要という点は議論されなかった。その結果、突発的な資金需要に遭遇した中小零細企業がノンバンクから借り入れることが難しくなって、資金繰り倒産が増えていると思います。

中条主査 だから、多分、金利下げさせれば、借りにくくなるということは多分頭には

ないんだろうね。そこは貸金業者はけしからぬという、そちらの方の考えで来ているんでしょうね。

渡邊氏 懇談会は、業者さんはオブザーバーで出ておまして、業者の資料に基づいて業者側からも、こういう影響が出ますということは説明しています。

堂下准教授 実は、私も上限金利の引下げと信用収縮の関係が無視された点を危惧して、2006年1月の金融庁懇談会における議事進行を問題視した論文を2006年6月13日号の『週刊エコノミスト』に寄稿しました。この時の懇談会で、金融庁の金融会社室長は上限金利を下げて信用収縮は起きないという理屈を冒頭で説明し、規制強化に向けた議論を進めていきました。

福井委員 副作用が全く分析されていないまま制度に至ったというのが実態に近いですね。

堂下准教授 だから、貸金業者のビジネスモデルを検証する懇談会の冒頭で事務局側が上限金利と信用収縮の関係を否定したことで、上限金利の引下げを意図した雰囲気は懇談会に醸成されましたね。

福井委員 大体御趣旨は理解したつもりなんですけど、私どももお察しのとおり非常に懸念をしておまして、こういう金利規制ですとかあるいは貸金業の在り方として、こういう形で市場を小さくするような、例えば、総量規制やさまざまな手続的規制は果たして合理性があるのかどうか、きちんと検証しなければいけないと考えております。先ほど申し上げたような問題意識で、本当にこういうことをして政策の目的が達成できたのか、あるいは仮に多重債務者に対して多少の影響があったとしても、それを上回る副作用を社会経済にもたらしたのでは元も子もないわけですし、その副作用の部分がどの程度の範囲でどの程度深刻なものになっているのかという調査をきちんと実施をしていただきたいということは金融庁にも私どもが申し入れて合意されています。

私どもは、金融庁のモニタリングをきちんとやってほしいということ監視する立場にありますので、私どもとしても独自にいろいろ情報収集をしていきたいと考えております。

貸金業協会は当事者でもありまして、実態に明るいと思いますので、本当に意味がある政策として効果がでているのか、あるいはよからぬ効果がどの程度に至っているのかという辺りについて情報収集をしていただきまして御教示いただければ、それを活用して、もし、そういう実態があるのであれば、結果的にはこの法改正は悪法だったということになりますので、悪法は是正すべきであるという立場で法改正などを働きかけていきたいと考えております。

水落氏 先ほど先生から御質問があった、44%の分母のところですが、調査表は個人年収でございました。

堂下准教授 いいですか、私の方からも幾つか質問があるんですけども。

まず、14ページですが、これはどうやって調べたんですか。実際に審査のスコアシートみたいなものを法改正の前後で比較させたんですか、それとも資金需要者から調べたので

すか。

水落氏 これは貸金業者です。

堂下准教授 貸金業者に聞いたわけですか。どういうふうに聞かれたのですか。

渡邊氏 この項目は全部一緒なんですけれども、どういうところの見直し、あるいは今後与信を厳しくする対象はどこかという質問です。

堂下准教授 サンプル数は幾つですか、つまり n 数は。

渡邊氏 後ほど回答します。

中条主査 調べていただいて教えていただいた方がいいと思いますけれども、貸金業者に対して、例えば、男性だったら何%ぐらい影響を受けると思うかという調査ですか。なるほどね。

堂下准教授 アンケートを集計する際に注意すべき点として、単純に平均を取ると、例えば、残高 1 億円とか、10 億円ぐらいの中小の貸金業者によるスコアシート変更が大手の変更と同様に影響を及ぼしてしまいます。だから、こうした調査の場合、加重平均での集計が適当なため、念のため質問させていただきました。

渡邊氏 協会の分析では実際ここまで出てこなかったものですが、これは NTT データ経営研究所さんによる追加分析です。

堂下准教授 次が、多重債務者についてのページですが、実は多重債務者について金融庁の定義と日弁連の宇都宮弁護士の定義では相違があります。実際、金融庁の懇談会や貸金業法を議論した国会では救済すべき多重債務者をどう定義したんでしょうか。

渡邊氏 協会でも、多重債務を明確に定義はしていません。

堂下准教授 そうですか。面白いですね。多重債務という造語が定義されないまま法律で使用され、定義されていない対象を救済しようとするものですね。法律の建てつけとして好ましくないと思われま。

渡邊氏 もしあえて個人的に認識をしている状況を申し上げますと、住宅ローン 1 社の利用でも、返済が困難になれば、救済の対象と考えるべきだと思います。

堂下准教授 実は、そこが救済すべき対象が不明確にされてしまった問題点です。つまり、救済すべき対象者が高金利の債務者だけに切り離されてしまっている。現実には、金利が低くとも住宅ローンや奨学金の債務で苦労している債務者が大勢いる。だから是非、協会としても救済すべき多重債務者の定義を世に問うていただきたいと思います。

3 点目が、先ほどの過払いの件ですけれども、自治体を通して、要するに、滞納している人の債権を自治体が過払い金返還請求を行使して行使するケースは請求権行使の全体で何%ぐらい占めているのでしょうか。

渡邊氏 データは持ち合わせていません。

堂下准教授 調べていませんか。

渡邊氏 調べていません。

堂下准教授 そうですか。今度、定額給付金が実施されますが、給付金は地方税を滞納

している人にも給付されるのでしょうか。

渡邊氏 どうなのでしょう。

堂下准教授 本来の過払い金返還の目的を考えると、債務者の生活を立て直すためのお金だったわけです。それが、地方税の徴税方法として利用されてしまった。

一方、給付金というのは、どうなるのでしょうか。地方税の滞納者の手元には行き渡らないということでしょうか。

渡邊氏 同じ論法ですね。

堂下准教授 まさにそうですね。そうすると今後、給付金はちゃんとくれたけれども、過払い金は自治体に滞納分として取られてしまったと、問い合わせが来るかもしれません。

渡邊氏 まだ、そういう話は来ておりません。

堂下准教授 給付金を実施されたら考えられますね。過払い金返還請求権の行使を自治体が徴税方法として利用してしまったことが今後、様々な点で議論される可能性が高いです。

中条主査 それでは、今日はありがとうございました。今日もいろいろと情報をいただきましたけれども、先ほども福井委員からありましたように、なかなか複雑な分野でもありますので、常に新しい情報等ありましたら、教えていただければ大変助かると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

以 上